

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：会津美里町簡易水道事業特別会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和30年1月31日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	会津美里町	職員数 (H19. 4. 1現在)	2
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	190円 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	441 (H18)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	31 (H18)
不良債務 (百万円)		財政力指数	0.26 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率 (%)	17.5 (H19)
		経常収支比率 (%)	88.2 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成17年10月1日 合併前市町村：会津高田町、会津本郷町、新鶴村〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	簡易水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	会津美里町長 渡部英敏
既存計画との関係	行政改革大綱
公表の方法等	平成20年3月議会で説明予定、広報等
基本方針	厳しい状況にある簡易水道事業ではあるが、料金確保に努め、歳出削減により現行の水道料金を基本とし、安心して安全な水道水の供給に努めるものとする。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	144	125		269
	補償金免除額	24	32		56
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業債	144,055	124,883		268,938
合 計 (A)		144,055	124,883		268,938
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		144,055	124,883		268,938

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容	
財務上の特徴	昭和30年に供用を開始し、昭和63年に拡張事業を開始しました。現在、給水面積10.17km ² 、給水戸数3,856戸に供給しており配水管延長34kmとなっています。 配水池の改修工事を計画中で、過疎化が進む中、厳しい経営となっています。	
経営課題	課 題	維持管理費等サービス供給コストの節減合理化 消耗品や燃料費の単価契約、メーター交換費用などの最低価格との契約や封書からハガキへの切り替え、口座振替の推進など費用の一層の節減に努める。
	課 題	料金水準の適正化 平成18年5月1日に料金を統一したことから、当面、現状料金での経営に努め、未納料金が発生しない対策を講じる必要があります。
	課 題	資本投下の抑制 平成19年度から建設改良事業を計画しているところで、厚生労働省通達の公共事業のコスト縮減に取り組み、経費削減に努める。
	課 題	給与水準・定員管理の適正合理化 合併後、職員2名体制となっていますが、平成20年度から職員1名体制とします。
	課 題	
	課 題	
留意事項	本町は、平成17年10月1日に町村合併しましたが、合併の条件で、水道料金は、最低料金の水道料金に平成18年5月1日に統一しました。	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位: 百万円, %)

区 分	年 度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		(計画前5年度 (決算))	(計画前4年度 (決算))	(計画前3年度 (決算))	(計画前々年度 (決算))	(計画前年度 (決算見込))	(計画初年度 (計画第1年度))	(計画第2年度 (計画第2年度))	(計画第3年度 (計画第3年度))	(計画第4年度 (計画第4年度))	(計画第5年度 (計画第5年度))
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	108	96	93	95	90	92	87	94	92	93
	(1) 営 業 収 益 (B)	78	74	74	77	77	79	74	74	74	74
	ア 料 金 収 入	77	73	73	76	76	77	73	73	73	73
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他	1	1	1	1	1	2	4	1	1	1
	(2) 営 業 外 収 益	30	22	19	18	13	13	13	20	18	19
	ア 他 会 計 繰 入 金	25	22	19	18	12	6	8	15	13	14
	イ そ の 他	5				1			7	5	6
	2 総 費 用 (D)	68	63	62	66	69	69	55	50	50	49
	(1) 営 業 費 用	36	33	34	40	44	45	32	32	32	32
ア 職 員 給 与 費	6	7	8	10	15	14	0	0	0	0	
うち退職手当						46	6	6	6	6	
イ そ の 他	30	26	26	30	29	31	32	32	32	32	
(2) 営 業 外 費 用	32	30	28	26	25	30	29	29	29	29	
ア 支 払 利 息	32	30	28	26	25	24	23	18	18	17	
うち一時借入金利息								25	23	24	
イ そ の 他											
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	40	33	31	29	21	23	32	44	42	44	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	9	8	32	39	19	30	366	222	143	113
	(1) 地 方 債						9	302	172	78	60
	(2) 他 会 計 補 助 金	9	7	2	2	6	5	444	5	64	53
	(3) 他 会 計 借 入 金						0	0	0	0	20
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金						48	42	43	45	45
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金						3	47	14	39	28
	(6) 工 事 負 担 金						4	45	3	40	35
	(7) そ の 他		1	30	37	13	18	17	36	26	5
	(7) そ の 他						25	48	4		
	2 資 本 的 支 出 (G)	44	38	59	55	48	54	403	261	186	158
(1) 建 設 改 良 費	8	5	33	33	24	33	256	90	124	94	
うち職員給与費						34	207	9	104	88	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	36	33	26	22	24	1	6	6	6	6	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						0					
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-35	-30	-27	-16	-29	-24	-37	-39	-43	-45	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	5	3	4	13	-8	-1	-5	5	-1	-1	

(単位:百万円、%)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計前5年度) (決算)	平成15年度 (計前4年度) (決算)	平成16年度 (計前3年度) (決算)	平成17年度 (計前々年度) (決算)	平成18年度 (計前年度) (決算見込)	平成19年度 (計前年度)	平成20年度 (計前2年度)	平成21年度 (計前3年度)	平成22年度 (計前4年度)	平成23年度 (計前5年度)
積立金(K)	5	3	2				0	0	0	0
前年度からの繰越金(L)	2	2	2	4	17	9	8	3	8	7
前年度繰上充用金(M)										
形式収支(J)-(K)+(L)-(M)(N)	2	2	4	17	9	18	15	17	18	23
翌年度へ繰り越すべき財源(O)										
実質収支(N)-(O)	黒字(P)	2	2	4	17	9	18	15	17	23
	赤字(Q)									
赤字比率 $(\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100)$										
収益的収支比率 $(\frac{A}{(D)+(H)} \times 100)$	104	100	106	108	97	102	43	43	82	82
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額(R)										
営業収益-受託工事収益(B)-(C)(S)	78	74	74	77	77	79	74	74	74	74
資金不足比率 $(R)/(S) \times 100$						76	77	77	77	77
積立金現在高	26	29	31	31	31	31	31	31	5	0
企業債現在高	546	513	487	465	441	429	584	585	601	597
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの						429	584	585	601	597
うちその他に係るもの	546	513	487	465	441	425	547	529	564	587

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成14年度 (計前5年度) (決算)	平成15年度 (計前4年度) (決算)	平成16年度 (計前3年度) (決算)	平成17年度 (計前々年度) (決算)	平成18年度 (計前年度) (決算見込)	平成19年度 (計前年度)	平成20年度 (計前2年度)	平成21年度 (計前3年度)	平成22年度 (計前4年度)	平成23年度 (計前5年度)
収益的収支分	25	22	19	18	12	13	13	13	13	13
うち基準内繰入金	25	22	19	18	12	13	13	13	13	13
うち基準外繰入金						6	8	8	8	8
うち材料金収入に計上すべき繰入金										
うち赤字補てん的なもの										
資本的収支分	9	7	2	2	6	0	0	0	0	20
うち基準内繰入金	9	7	2	2	6	14	12	13	15	15
うち基準外繰入金						0	0	0	0	20
うち赤字補てん的なもの						7				

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)											
料金回収率	(%)	75	76	83	88	83	86 84	96 96	96 93	65 88	65 90	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	104	100	106	108	98	102 90	43 106	43 104	82 98	82 99	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	23	23	20	19	13	14 7	15 9	14 9	14 9	14 9
	うち基準内繰入金	(%)	23	23	20	19	13	14 7	15 9	14 9	14 9	14 9
	うち基準外繰入金	(%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	100	88	6	5	32	0 35	0 5	0 59	0 13	18 15
	うち基準内繰入金	(%)	100	88	6	5	32	0 21	0 5	0 59	0 13	18 15
	うち基準外繰入金	(%)						0 14				
	うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	町村合併時の条件であった水道料金を平成18年5月1日に統一しましたが、その料金は、近隣の会津板下町と同レベルの料金となっております。給水人口は、ほぼ横ばい状態となっており、今後も横ばい傾向が続くものと想定され、調定増を見込むことは、困難が現状となっている。有収水量については、給水人口が横ばい傾向のため、今後5年間は、現状の水量規模が想定されるものです。
2 他会計繰入金の見込み	国で定める繰入基準の高料金対策繰入は、算定方法により繰り入れているが、償還元利については、一部繰入にとどめています。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	町作り計画に沿った配水池建設改良は、平成19年度から平成24年度に総事業費約4億円を予定しているが、国庫補助及び町債の収入を予定しており、平成19年度町公共事業評価委員会の了承をえたところです。また、水道施設の売却による収入はないものです。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	物品購入時や修繕及び委託発注時には、2社以上からの見積もりを懲して、経費節減を実施してきたところですが、料金収入の増加が見込めない現状から今後も維持管理経費の節減を図る必要があります。料金統一のため新たな電算システムを導入する際に、納付書や督促状を封書タイプから葉書タイプへ変更し印刷代や郵券代の節減を図るなどの対策を講じ、さらに、現行職員が2名であるが、職員1名体制とします。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <p>地方公務員の職員数の純減の状況</p> <p>給与のあり方</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</p> <p>退職時特昇等退職手当のあり方</p> <p>福利厚生事業のあり方</p>	<p>行政改革大綱で定員管理及び給与の適正化として、合併時職員300人を年次計画により、平成22年4月1日で248人とすることを町のホームページで公開している。</p> <p>公営企業職員は、合併前の平成17年4月1日には3町村35人でしたが、合併後は、18人体制となりました。そのうち簡易水道事業は、現行2名を配置していますが、平成20年度から1名体制とします。H19(2人) H20(1人) H21(1人) H22(1人) H23(1人)</p> <p>福島県に準じ、平成18年4月1日から地域給を導入しました。水道事業も同様に実施しております。</p> <p>国に準じた地域給による給与となっており、地域手当については、対象地域がないため支給していない。</p> <p>技能労務職に相当する職員の配置はありません。</p> <p>平成19年3月31日に退職時特昇制度を廃止しております。</p> <p>共済組合の事業負担割合は二分の一で行っている。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <p>維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</p> <p>指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</p>	<p>納付書・督促状を封書タイプから葉書タイプに変更したことにより、印刷経費年間2万円、郵券代は年間8万円の節減となり、年間で10万円の経費節減を行うことができました。さらに葉書タイプを採用したことから、納付書を封書へ封入する事務が軽減できました。また、緊急を要する修繕を除き、2社以上の見積もりを懲して、安価な業者への発注、物品購入についても単価契約を行っております。</p> <p>水道検針業務や施設機器の保守点検、漏水調査、水質検査業務、施設草刈り業務などは、民間へ委託している現状です。</p>

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>合併時の決定により平成18年5月1日に料金を統一したところで、当面の期間、料金を維持しなければならない。施設については、稼働中で、売却可能な施設はありません。</p> <p>全庁での税等未納額が増大する中、税等収納対策会議を設置し、収納の強化を図っているところです。水道事業は当面の期間、現行料金を維持しなければならないことから、未納料金が発生しない取り組みとして、給水停止処分の強化や裁判所への支払督促を行う必要があり、平成18年度から給水停止処分を強化したところです。収納率の向上は、安定経営に欠かすことができない事務であります。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>行政評価の導入</p>	<p>行政改革大綱で、公営企業の経営健全化項目を明記、収益の向上、収納対策強化などを記載し町のホームページで、公開しています。</p> <p>平成18年度で、各課3事業以内を選定し、試行しました、平成19年度はさらに対象を拡大し行政評価を導入しました。この結果については、町のホームページで公開することとなっています。水道事業は、使用料及び手数料事務、メータ検針業務、漏水調査業務など7項目となっています。</p>
<p>5 その他</p>	<p>水道施設整備事業のコスト縮減については、厚生労働省通達「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」、「厚生労働省公共工事費用縮減対策に関する行動計画」及び「水道施設整備事業コスト構造改革プログラム」により、消毒施設の最も有利な紫外線処理を採用したところです。この配水池改良工事を平成19年度から平成24年度まで予定しているため、企業債現在高が平成19年度と比較し、増加となる予定です。</p>

- 注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成17年10月1日合併時に職員2名体制となり、平成19年度から平成24年度まで、建設改良事業を予定しているが、平成20年度から職員1名体制とする予定です。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	料金統一での水道料金は、簡易水道料金にあわせてのことから減収とはなっておりませんが、事務的経費における納付書は封書から葉書への変更により10万円の削減、施設保守点検や漏水調査委託などの入札、また、工事入札制度の改正による方法での削減を行っているところです。水道料金は、当面の期間、現行料金を維持しながら、近隣町村の料金（会津坂下町は、本町と同様料金）を参考に引き上げ時期を検討します。事務的経費（納付書、郵券代、印刷代）や修繕費用で、平成20年度から百万円の経費削減の努力を行います。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	全庁体制で収納対策会議を開催し、年度内に収納マニュアル作成を進めておりますが、水道事業では、料金収入の確保のため、新たな未納者を出さない対策を強化し、平成18年度に6件の給水停止を実施しましたが、平成19年度は8月までの期間に21件の給水停止を実施し、未納者対策を強化しているところです。徴収目標は、平成19年度現年分で前年の0.4%増、98%目標値を設定し、徴収努力します、平成20年度から未納額を2百万とし、平成18年度の3百万と比較し百万円少ない徴収努力を行います。また、平成19年度から県及び会津若松市を参考に入札方法の変更により、工事は、予定価格の平均88.2%での落札にあり、今後工事予算と比較した場合17%程度は、削減される見通しです。さらに、設計委託についても同様に、予算の15%程度は、削減となる見通しです。さらに、工事コストの検討を行い、消毒施設は、膜ろ過施設（費用110百万）ではなく、紫外線施設（費用64百万）を採用することにより、46百万円（平成22年度工事予定）の縮減を図る考えです。

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化) 1												
	未収金の徴収対策	2	2	2	2	3		3	2	2	2	2	
	改善額							0	1	1	1	1	4
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	6	7	8	10	15		15	6	6	6	6	
	改善額	3	1				4	0	9	9	9	9	36
	給与水準	6	7	8	10	15		15	6	6	6	6	
	改善額	3	1				4	0	9	9	9	9	36
	その他()							-1					35
	改善額												
	職員給与費()												
	職員数(人)	2	2	2	2	2		2	1	1	1	1	
	増減数(人)												
	維持管理費等	62	56	54	56	54		55	55	50	50	49	
	改善額(適正化)		6	8	6	8	28	-1	-1	4	4	5	11
	工事コスト 2	8	5	33	33	24		32	250	84	118	88	
	改善額(縮減額)							34	207	9	404	88	101
	その他()							2	46	2	46	5	46
	改善額												
	累積欠損金比率												
	増減												
	企業債現在高	546	513	487	465	441		429	584	585	601	597	
	増減							425	547	529	564	567	
	改善額												
	計画前5年間改善額 合計						32						152
	改善額 合計												89
	(参考) 補償金免除額												56

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの増減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
年間総有収水量 (千 m^3)	340	320	319	340	318	327	313	315	315	315
公称施設能力 (m^3 /日)	1450	1450	1450	1450	1450	1450	1530	1530	1530	1530
1日最大配水量 (m^3 /日)	1411	1296	1287	1417	1352	1277	1236			
最大稼働率 (%)	97	89	89	96	93	88	81	94	92	92
供給単価 (円/ m^3)	228	230	230	225	241	236	233	232	232	232
給水原価 (円/ m^3)	305	302	278	261	292	273	243	244	356	359
						286	252	264	274	270

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成23年度までに法適用の水道事業に統合する予定です。